

令和3年度集団指導 要点資料

【居宅介護支援】

令和3年度の集団指導は、書面開催とします。

この要点資料は、今年度の法改正により変更が生じた事項を中心にした内容となっています。

これまでの実地指導では、法改正時に、運営基準に沿っていなかったり、加算の要件を満たさずに返還となったりする事例が発生しています。必ずご確認いただき、法令順守のうえ、適正なサービス提供に努めてください。

なお、サービス種別ごとの「自己点検票」を区ホームページに掲載していますので、こちらも指導の一環として、必ず点検を行ってください。

<ここで使用する関係法令の正式名称>

- ・省令：「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」
(平成11年3月31日 厚生省令第38号)
- ・基準について：「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」
(平成11年7月29日 老企第22号)
- ・厚告20号：「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」
(平成12年2月10日 厚生省告示第20号)
- ・厚告95号：「厚生労働大臣が定める基準」
(平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号)
- ・老企36号：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
(平成12年3月1日 老企第36号)
- ・厚告336号：「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」
(令和3年9月14日 厚生労働省告示第336号)

1 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という）の各サービスの利用割合及び前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行うことが定められました。

根拠法令

【省令】

第4条

第2項 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始の際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6ヶ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6ヶ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

【基準について】

第二の3の(2)

（略）基準第1条の2の基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6ヶ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この(2)において、「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月に当該指定居宅介護支援において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行わなければならない。

なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。

また、前 6 月間については、毎年度 2 回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

①前期（3 月 1 日～8 月末日）

②後期（9 月 1 日～2 月末日）

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。

★特に注意すること！

居宅介護支援の提供開始の際、利用者に必要事項の記載された重要事項説明書等を交付して説明を行い、同意を得てください。実施されない場合、運営基準減算の対象となります。（署名等で同意を得たことがわかるようにすることが必要です。）

《 上記の内容についての記載例 》

- ① 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる
- ② 利用者は居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる
- ③ 前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
訪問介護 ●%
通所介護 ●%
地域密着型通所介護 ●%
福祉用具貸与 ●%
- ④ 前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	○○事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%

（引用元：介護保険最新情報 Vol.952「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.3) (令和 3 年 3 月 26 日)」

【居宅介護支援】○契約時の説明について より抜粋）

(2) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（その1）

生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランについて、事務負担にも配慮し、ケアプランの検証の仕方や届出頻度が見直されました。

- ・一度市町村が検証したケアプランの次回の届出は、1年後となります。
- ・検証の仕方について、地域ケア会議のみならず、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での対応が可能となります。

根拠法令

【省令】

第13条第1項

第十八号の二（略）

【基準について】

第二の3の(8)

⑯（略）居宅サービス計画の届出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でもよいものとする。

市町村の検証の仕方については、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下「関係者等」という。）により構成される会議等の他に、当該市町村の職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での検証も可能である。

サービス担当者会議の実施については、感染防止や他職種連携促進の観点から、テレビ電話等のICT活用が認められました。利用者又はその家族が参加する場合には、利用者等の同意を得た上で実施が認められます。なお、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

(2) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（その2）

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの、点検・検証の仕組みが導入され、市町村からの求めがあった場合に当該ケアプランの届出が必要となりました。

根拠法令

【省令】

第13条第1項

第十八号の三 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検証し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

【基準について】

第二の3の(8)

⑳ 居宅サービス計画に位置づけられた介護保険法施行規則（略）第66条に規定する居宅サービス等区分に係るサービスの合計単位数（以下㉔において「居宅サービス等合計単位数」という。）が区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣が定める基準（基準第13条第十八号の三の規定により厚生労働大臣が定める基準をいう。）に該当する場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。このため、基準第13条第十八号の三は、当該基準に該当する場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規定するものである。

（略）また、居宅サービス計画の届出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は1年後でもよいものとする。

市町村の検証の仕方については、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、関係者等により構成される会議等の他に、当該市町村の職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での検証も可能である。

【厚告第 336 号】

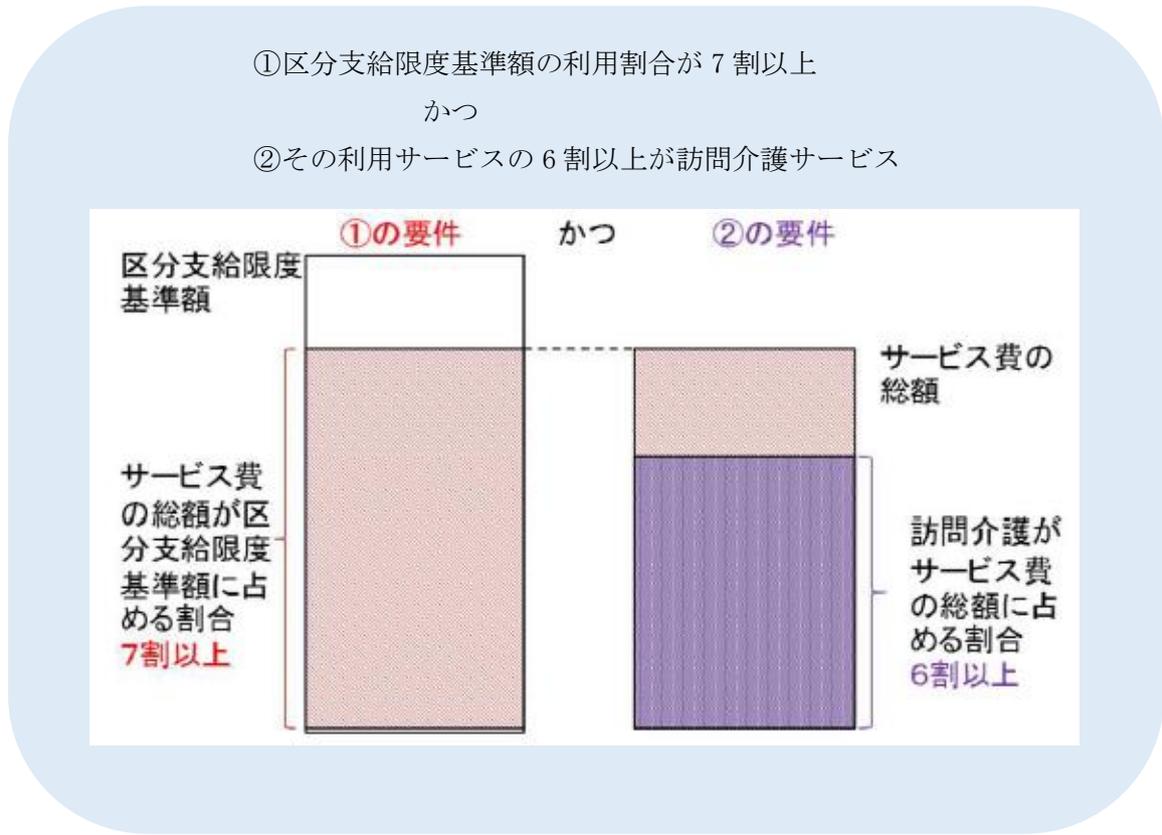
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めたとおりとする。

- 一 居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（次号において「サービス費」という。）の総額が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 43 条第 2 項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合 100 分の 70 以上
- 二 訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合 100 分の 60 以上

この告示は、令和 3 年 10 月 1 日より適用されます。（介護保険最新情報 Vol.1006 参照）

《概略》

（図表出典元：令和 3 年 9 月 22 日介護保険最新情報 Vol. 1009 「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）」より抜粋）



(3) 運営規程

虐待防止のため必要な措置を講ずることが義務づけられました。それに伴い運営規程に関しても虐待の防止のための項目が追加されました。

根拠法令

【省令第 18 条第 1 項、基準について第二の 3 の (12) の④参照】

《概略》

(出典元：厚労省HP「令和 3 年度介護報酬改定における改定事項について」より)

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
 - ・入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
 - (※ 3 年の経過措置期間を設ける。)

(4) 勤務体制の確保

適切なハラスメント対策を強化する観点から、ハラスメント防止のための方針を明確にするなどの対策を講じることが義務づけられました。

根拠法令

【省令】

第 19 条

第 4 項 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【基準について】

第二の 3 の (13)

④ 同条第 4 項は、(略) 事業主には、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、

次のとおりとする。なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

イ 事業主が講じるべき措置の具体的内容

事業主が（略）特に留意されたい内容は以下のとおりである。

a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

b 相談（苦情を含む、以下同じ）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

なお、（略）令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

ロ 事業主が講じることが望ましい取組について

（略）①相談に応じ、適切に対応するために

必要な体制の整備、②被害者への配慮のため

の取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為

者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止

のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。（略）

「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にしてください。

(5) 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう業務継続に向けた取組が義務づけられました。

根拠法令

【省令】

第19条の2

第1項 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

第3項 指定居宅介護支援事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

業務継続計画の策定等は、令和6年3月31日までの努力義務とされています。

【基準について】

第二の3の(14)

① 基準第19条の2は、指定居宅介護支援事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。（略）

② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。

（略）

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備・感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画再発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。（略）

④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実践するものとする。（略）

(6) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組が義務づけられました。

根拠法令

【省令】

第21条の2

第1項 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置は、令和6年3月31日までの努力義務とされています。

- 一 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

【基準について】

第二の3の(16)

基準第21の2に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずる措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。(略)

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、

感染対策委員会をテレビ電話等の活用にて開催の場合は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。(略)

感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、ロの指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。

ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。(略)

「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

介護支援専門員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアに励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。(略)

「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用し、事業所の実態に応じて行ってください。

また、平時から、実際に感染症が発症した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シュミレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。（略）

(7) 掲示

運営規定等の重要事項の掲示について、事業所での掲示だけでなく、閲覧可能な形のファイル等で見やすい場所に備え置くことが可能となりました。

根拠法令

【省令】

第22条

第1項 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

【基準について】

第二の3(17)

① 基準第22条第1項は、基準第4条の規定により居宅介護支援の提供開始時に運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用申込者及びその家族に対して説明を行った上で同意を得ることとしていることに加え、指定居宅介護支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行なわれている段階においても利用者の保護を図る趣旨である（略）。

② 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。

(8) 虐待の防止

・虐待の未然防止 ・虐待等の早期発見 ・虐待等への迅速かつ適切な対応
以上の観点から虐待の防止に関する措置を講じることが義務づけられました。

虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日までの努力義務とされています。

根拠法令

【省令】

第27条の2

指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

指定居宅介護支援の基本方針として

指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない（【省令】第1条の2第5項）と見直しがされました。

【基準について】

第二の3の(22)

基準省令第27条の2は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定居宅介護支援事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。（略）

- ・虐待の未然防止 （略）
- ・虐待の早期発見 （略）
- ・虐待等への迅速かつ適切な対応 （略）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という）を遵守してください。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第一号）

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。（略）

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のように事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

虐待防止検討委員会は、テレビ電話等のICT活用が認められました。その際には「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

② 虐待の防止のための指針（第二号）

指定居宅介護支援事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第三号）

（略）職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護支援事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第四号）

指定居宅介護支援事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。（略）

2 雑則

(1) 電磁的記録等

- ・利用者への説明・同意等について見直され、代替手段として電磁的な対応が認められました。
- ・文書負担軽減のため、諸記録の保存・交付について電磁的な対応が認められました。

根拠法令

【省令】

第31条

第1項 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（略）で行うことが規定されている又は規定されるもの（略）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（略）により行うことができる。

第2項 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらの類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（略）によることができる。

【基準について】

第二の5

(1) 基準第31条第1項は、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。

① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調整する方法によること。

② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 基準第31条第2項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。

① 電磁的方法による交付は、基準第4条第2項から第8項までの規定に準じた方法によること。

- ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等の同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする事。
- ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」参考にする事。

電磁的記録及び方法により保存や交付等を行う場合は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

3 算定に関する基準

(1) 居宅介護支援費

ケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、必要なケアマネジメント業務や給付管理票の作成などサービスが提供されたものと同等と認められるケースについて、基本報酬の算定が可能となりました。

根拠法令

【厚告 20 号】

別表イ

【老企 36 号】

第三の 5

サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」という。）から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。

情報通信機器（A I を含む）の活用、または事務職員の配置を行っている事業者は、逡減制の適用（居宅介護支援費Ⅱの適用）を 45 件以上の部分からとする見直しがされました。

根拠法令

【厚告 20 号】

別表イの注 2

居宅介護支援費（Ⅱ）

(2)については情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第 14 条第 1 項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。（略）

イ 居宅介護支援費（i）取扱件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分について算定をする。

ロ 居宅介護支援費（ii）取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分について算定する。

ハ 居宅介護支援費（iii）取扱件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分について算定する

【老企 36 号】

第三の 7

(2) 情報通信機器（人工知能関連技術を含む）については、当該事業所の介護支援専門員

が行う指定居宅介護支援等基準第 13 条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資するものとするが、具体的には、例えば、

- ・ 当該事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン
- ・ 訪問記録を随時記載できる機能（音声入力も可）のソフトウェアを組み込んだタブレット等とする。

情報通信機器を活用する際は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

(3) 事務職員については、当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第 13 条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員とするが、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められるが、常勤換算で介護支援専門員 1 人あたり、1 月 24 時間以上の勤務を必要とする。

(4) 居宅介護支援費 (i)、(ii) 又は (iii) の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、1 件目から 39 件目（常勤換算方法で 1 を超える数の介護支援専門員がいる場合にあつては、40 にその数を乗じた数から 1 を減じた件数まで）については居宅介護支援費 (i) を算定し、40 件目（常勤換算方法で 1 を超える数の介護支援専門員がいる場合にあつては、40 にその数を乗じた件数）以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費 (ii) 又は (iii) を算定すること。

ただし、居宅介護支援費 (II) 算定する場合は、「39 件目」を「44 件目」と、「40」を「45」と読み替える。

(2) 運営基準減算

ケアマネジメントの公正中立を確保するため、遵守すべき項目が追加されたことに伴い、遵守できていない場合の運営基準減算に該当する項目も追加されました。

根拠法令

【厚告第 20 号】

別表イの注 3

別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を算定する。

また、運営基準減算が 2 月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

【厚告 95 号】

第八十二号 指定居宅介護支援費における運営基準減算の基準

(略)

【老企 36 号】

第三の 6

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を

求めることができること

・前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下(1)において「訪問介護等」という）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。(略)

適正なサービス提供に必要となる項目のため再度確認を
してください。

(3) 特定事業所加算

特定事業所加算において、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所が新たに評価されます。 ※特定事業所加算 (A) の新設

根拠法令

【厚告 20 号】

別表ハの注

ニ 特定事業所加算(A) 100 単位

【厚告 95 号】

第八十四号

イ 特定事業所加算 (I)

(13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス（略）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

ニ 特定事業所加算(A)

(1) イ(3)、(4)及び(6)から(13)までの基準に適合すること。ただし、イ(4)、(6)、(11)及び(12)の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとする。

(2) ロ(2)の基準に適合すること。

- (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること。
- (4) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算法（略）で1以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（(1)で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。）の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

【老企 36 号】

第三の 11

(3) 厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

- ③ （略）会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ⑫ （略）多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス（略）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。
- ⑮ （略）常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員1名並びに常勤換算方法で1の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員1名の合計2名を常勤かつ専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で1の合計3名を配置する必要があること。

この場合において、当該常勤換算方法で1の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携先事業所に限る。）の職務と兼務しても差し支えないが、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。

(4) 特定事業所医療介護連携加算

特定事業所加算(IV)を見直し、病院との連携や看取りへの対応の状況を要件とする特定事業所加算から切り離れた別個の加算が新設されました。

根拠法令

【厚告 20 号】

別表ニ 特定事業所医療介護連携加算 125 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

【厚告 95 号】

第八十四の二 次のいずれにも適合すること。

- イ 前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数(略)の合計が 35 回以上であること。
- ロ 前々年度の 3 月から前年度 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 5 回以上算定していること。
- ハ 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。

【老企 36 号】

第三の 12

(1) 基本的取扱方針

当該加算の対象となる事業所においては、日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う事業所であることが必要となる。

(2) 具体的運用方針

ア 退院・退所加算の算定実績について

退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る病院等との連携回数が、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において 35 回以上の場合に要件を満たすこととなる。

イ ターミナルケアマネジメント加算の算定実績について

ターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、特定事業所医療介護連携加算を算定する前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において、算定回数が 5 回以上の場合に要件をみたすこととなる。

ウ 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の算定実績について

特定事業所医療介護連携加算は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものであるから、他の要件を満たす場合であっても、特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)のいずれかを算定していない月は特定事業所医療介護連携加算の算定はできない。

(5) 退院・退所加算

退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画を促進する観点から、退院・退所加算の見直しを行いました。

根拠法令

【厚告 20 号】

別表への注(略)

【厚告 95 号】

第八十五の二(略)

【老企 36 号】

第三の 14

(2) 算定区分について

(略) 面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この (2) において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

(3) その他の留意事項

① (2) に規定するカンファレンスは以下のとおりとする。

イ 病院又は診療所

診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料 2 の注 3 の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

ロ～へ (略) 退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

(6) 通院時情報連携加算

利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことが新たに評価されます。

根拠法令

【厚告 20 号】

別表トの注

利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。

【老企 36 号】

第三の 15

当該加算は、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行うものである。なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行うこと。

(7) ターミナルケアマネジメント加算

看取り期における本人・家族との十分な話し合いや関係者との連携を一層充実させる観点から、ターミナルケアマネジメント加算が見直されました。

根拠法令

【厚告 20 号】

別表リの注

【厚告 95 号】

第八十五の三

【老企 36 号】

第三の 17

- (5) ターミナルケアマネジメントにあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。

4 その他

(1) 通所介護等における、基本報酬への3%加算及び事業所規模別の報酬区分の特例

通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、特例措置が設けられました。

根拠法令

【介護保険最新情報 Vol. 937】

(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)

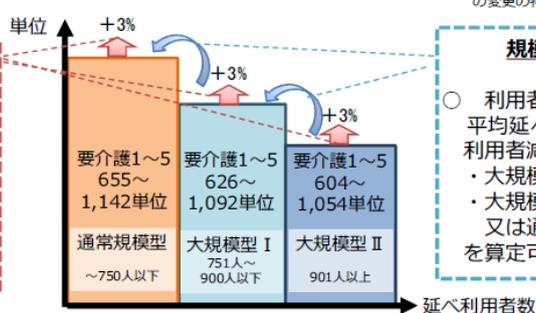
「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

【通所介護の場合】

(7時間以上8時間未満の場合)

同一規模区分内で減少した場合の加算

- 利用者減の月の実績が、前年度の平均延べ利用者数等から5%以上減少している場合に、基本報酬の3%の加算を算定可能。



(※) 「同一規模区分内で減少した場合の加算」「規模区分の変更の特例」の両方に該当する場合は、後者を適用。

規模区分の変更の特例

- 利用者減がある場合、前年度の平均延べ利用者数ではなく、利用者減の月の実績を基礎とし、
 - ・大規模型 I は通常規模型
 - ・大規模型 II は大規模型 I 又は通常規模型を算定可能。

【介護保険最新情報 Vol. 941】

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和3年3月19日)」

問13 3%加算や規模区分の特例を適用するにあたり、通所介護事業所等において利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はあるか。(略)

3%加算や規模区分の特例を適用するにあたっては、通所介護事業所等が利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はない。なお、介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容(サービス内容、サービス単位/金額等)を利用者又はその家族に説明し同意を得ることは必要である。

ケアマネの行うこととしてQ&Aで明示されました。
料金に関わる部分なので、通所等サービス事業所から加算算定の連絡を受けたら、丁寧に内容の説明を行い、同意を得たのちサービス事業者と共有しましょう。

(2) 区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し

通所系、多機能系サービスについて、利用者の公平性の観点から、同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法が見直されます。

根拠法令

《概要》

【介護保険最新情報 Vol. 947】

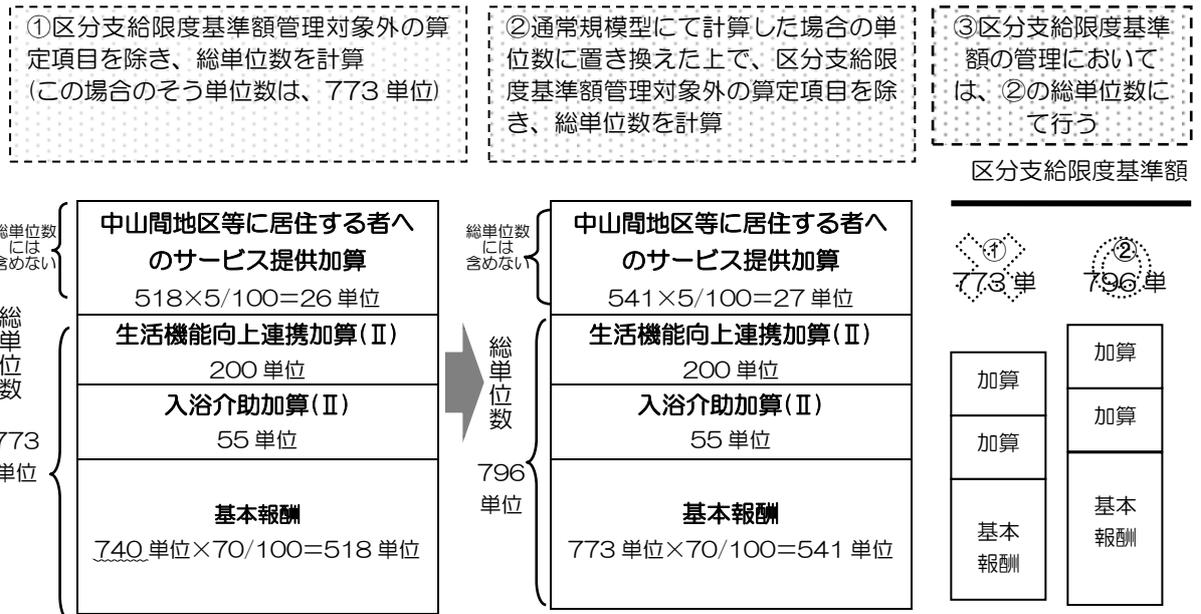
(令和3年3月22日事務連絡)

「通所介護等の区分支給限度基準額に係る給付管理の取扱いについて」

- 通所介護、通所リハビリテーションの大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通常規模型を利用する者との公平性の観点から、通常規模型の単位数を用いることとする。
- 具体的には、以下のとおりとする。
 - ① 区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目を除き、総単位数を計算する。
 - ② 基本報酬について、通常規模型にて計算した場合の単位数に置き換えた上で、区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目を除き、総単位数を計算する。
 - ③ 区分支給限度基準額の管理においては、①の総単位数ではなく②の総単位数にて行う。

●例：通所介護の場合●

前提：大規模型通所介護費(I)、要介護2、7時間以上8時間未満、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合であって、中山間地区等に居住する者へのサービス提供加算、入浴介助加算(II)、生活機能向上連携加算(II)を算定している利用者



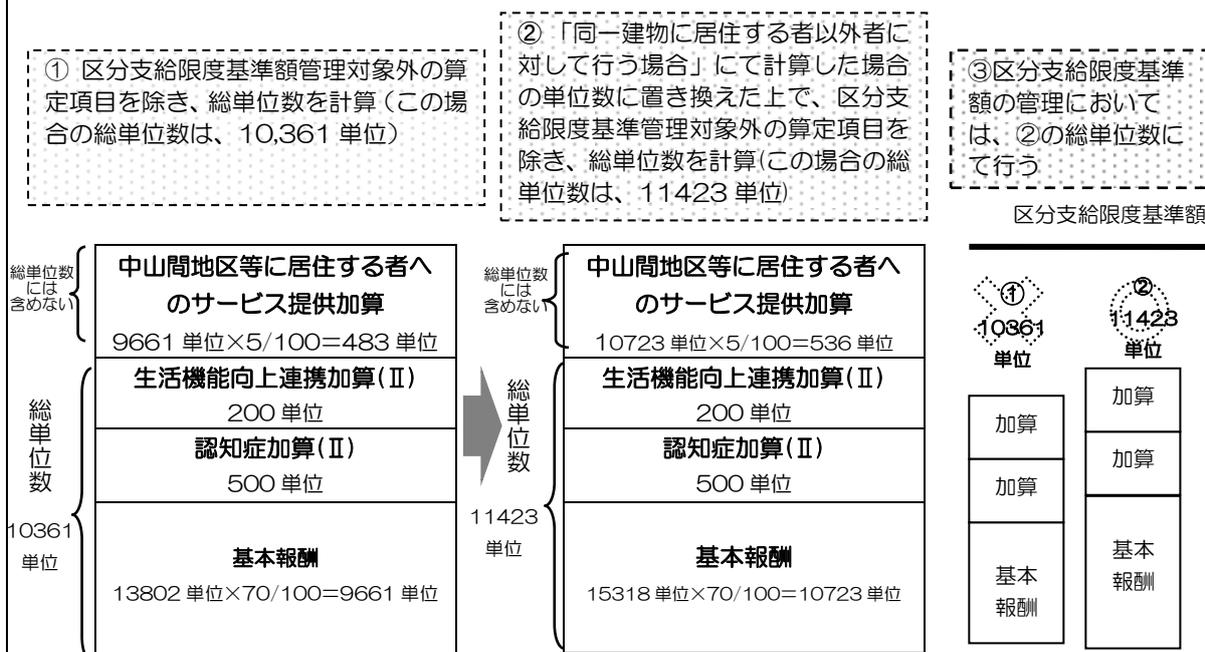
○（看護）小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）の「同一建物に居住する者に対して行う場合」の報酬を算定する者の区分支給限度基準額の管理では、「同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合」の報酬を算定する者との公平性の観点から、「同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合」の単位数を用いることとする。

○ 具体的には、以下のとおりとする。

- ① 区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目を除き、総単位数を計算する。
- ② 基本報酬について、「同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合」の単位数に置き換えた上で、区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目を除き、総単位数を計算する。
- ③ 区分支給限度基準額の管理においては、①の総単位数ではなく②の総単位数にて行う。

●例 2：小規模多機能型居宅介護の場合●

前提：同一建物に居住する者に対して行う場合、要介護 2、従業者の員数が基準に満たない場合であって、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、認知症加算（Ⅱ）、生活機能向上連携加算（Ⅱ）を算定している利用者



介護支援専門員として・・・

今回の法改正により、様々な加算等が新設・見直されていますが、介護支援専門員としても、各加算等の詳細について確認し、必要性の検討を十分に行い、各サービス事業所との連携により、利用者またそのご家族に十分な説明を行い、理解を促し、同意を得て算定することに努めてください。

◆注意点◆

- 全ての加算について、算定要件を満たさない場合は、適正な算定への変更対象です。
- 人員基準、運営規定の違反により減算の対象となることがあるので、必ず法令等を遵守してください。
- モニタリングについて、「適正な実施」が確認できない場合も上記同様です。
- 指導日当日、記録で残すべき書類について確認できない場合は「実施していない」と判断します。指導終了後に「見つかった」として提出されたものは認めません。
- 改ざん、捏造が明らかとなった場合は処分の対象となります。